

令和6年度

高齢者福祉ガイド



三菱UFJリサーチ&コンサルティング
〔(地域包括ケア研究会)地域包括ケアシステムと地域マネジメント〕(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年



北名古屋市役所

TEL 22-1111 (代表)

FAX 26-4477 (高齢福祉課)

市の情報はLINEから



※日程は変更になる場合がありますので、詳しくは高齢福祉課または広報でご確認ください。

令和6年度 高齢者福祉ガイド 目次

1 地域包括支援センター（相談窓口）

地域包括支援センターとは	1
担当地区	2

2 介護保険の利用について

介護サービス等の利用までの流れ	3
介護保険で利用できるサービス	5
利用者負担額の軽減措置など	6

3 自分の状態を知る

- 基本チェックリスト 7
- 口腔観察チェック 8
- いつまでも、元気に生活しよう！ 8

4 生きがい健康づくり（一般介護予防事業を含む）

- 「フレイル」を知っていますか？ 9
- 交流の場に出かけよう
 - 回想法センターの事業 9
 - 高齢者ふれあいサロン 9
 - 市民団体によるつどいの場 9
- 体操クラブで運動しよう 10
- コグニサイズを体験しよう 10
- ラジオ体操に出かけよう 10
- 老人クラブに加入して活動しよう 10
- 憩いの家に出かけよう 10
- 高齢者活動センターを利用してみよう 11
- 教室・講座に参加しよう
 - 回想法スクール 11
 - サロンボランティア研修会 11
 - 家庭介護者等養成研修 11
- 普及ボランティアが行う講座
 - 出張回想法体験 12
 - コグニサイズ体験出前講座 12
 - 健康体操出前講座 12
 - 北名古屋体操出前講座 12
- 北名古屋体操 12

5 在宅生活の支援

配食サービス	12	市民主体型訪問サービス	13
緊急通報システム	13	寝具乾燥サービス	13
出張理髪料金助成	13	高齢者タクシー料金助成	14
車椅子仕様車輛貸出	14	車椅子貸出	14
移送サービス	14	傾聴ボランティア	14
● 高齢者生活支援	15		
● 市民団体による有償ボランティア			
二子おたすけ隊	15	六ツ師ほっと支援隊	15

6 家族介護者の支援

介護用品支給	16	高齢者等見守り活動に関する協定先	16
--------	----	------------------	----

7 その他の支援

もしものときのハンカチ配布	17	救急医療情報キットの作成について	17
権利擁護センター	17	成年後見制度利用助成	17
日常生活自立支援事業	17	生活困窮者自立相談支援事業	17
施設短期入所	18		
● 司法書士相談・法律相談・不動産取引の悩み事相談	18		

8 認知症の方や家族の支援

高齢者等見守りサービス	18	徘徊高齢者等事前登録制度	18
認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入助成	19		
● 介護者の交流			
介護者の輪	19	かたる一む	19
認知症介護者交流会	19	くつろぎホーム	19
● 認知症サポーター養成講座	19	● 「おれんじスペース」の登録	19
● 認知症カフェ	20	● おたがいさまねっとメールの登録	20
● 認知症疾患医療センター	20	● 認知症初期集中支援チームの派遣	20

9 問い合わせ一覧

問い合わせ一覧	21
---------	----

1 地域包括支援センター（相談窓口）

●地域包括支援センターとは

- ▶高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための総合相談窓口です。
- ▶主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師（看護師）などが中心となって、高齢者の支援を行います。
- ▶相談は無料です。お気軽にご相談ください。

地域包括支援センター対応時間 … 平日 午前8:30～午後5:15

※緊急時は連絡・相談が可能です。

ご相談ください

- ・高齢者やその家族の介護に関する悩みや相談に対応します。
- ・健康や福祉、医療に関する悩みなどお気軽にご相談ください。

介護予防をすすめます

- ・要支援1・2と認定された方のケアプラン、総合事業対象者と判定された方の介護予防サービス計画を作成し、サービスの調整をします。
- ・介護予防の支援を行います。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師・看護師



社会福祉士

高齢者の方の権利を守ります

- ・成年後見制度の紹介
- ・虐待の早期発見、対応
- ・消費者被害などの相談

さまざまな方面から支えます

- ・より暮らしやすい地域にするため、介護や医療、地域のさまざまな機関と連携し、困りごとの解決に努め、ネットワークづくりをすすめます。

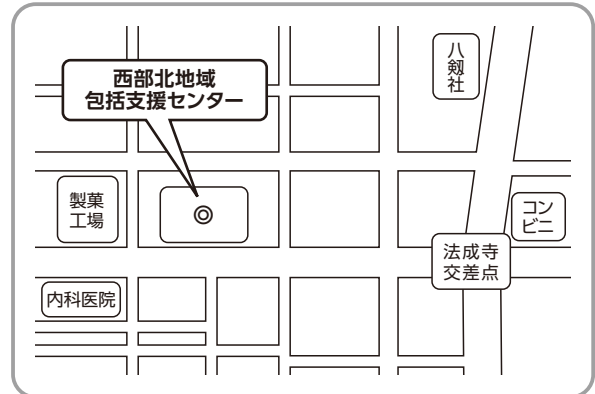
●担当地区

【相談は、お住いの地区の地域包括支援センターへ】

西部北地域包括支援センター

住所：法成寺ツナギ畑104-1
☎ 0568-54-1113 FAX 0568-54-1114

【担当地区】
石橋・中之郷・宇福寺・北野・法成寺・鍛冶ヶー色・
徳重・弥勒寺・山之腰



西部南地域包括支援センター

住所：西之保深坪67-3
☎ 0568-54-5571 FAX 0568-54-5570

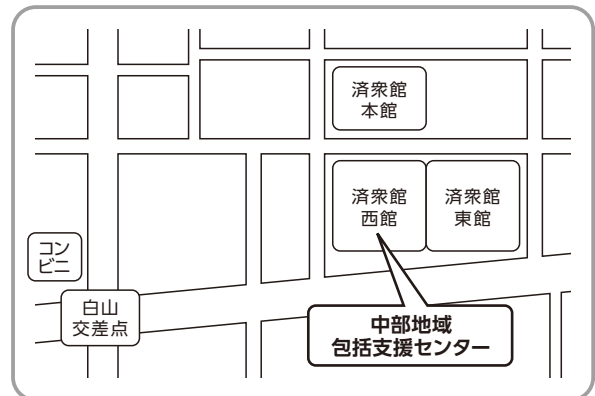
【担当地区】
九之坪・加島新田・野崎・沖村・西之保・西春駅前



中部地域包括支援センター

住所：鹿田西村前111 (済衆館病院西館内)
☎ 0568-21-1733 FAX 0568-26-2181

【担当地区】
鹿田・久地野・二子・井瀬木



東部地域包括支援センター

住所：熊之庄御榎22
☎ 0568-27-2751 FAX 0568-27-2752

【担当地区】
熊之庄・六ツ師・片場・高田寺・能田・薬師寺



2 介護保険の利用について

サービスの利用まで

介護保険では、高齢の方それぞれの状況に応じた、様々なサービスが利用できます。

●介護サービス等の利用までの流れ

「生活に心配なことや不便なことがある」等のときは、**担当地区の地域包括支援センター(P2)**へ相談してください。

状況に応じたサービスの紹介や必要な手続きなどの説明・受付をします。

要介護認定の申請

認知症や病気等で日常生活に介護や支援が必要になったら、次のものを持って高齢福祉課の窓口にお越しください。

家族、居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうこともできます。

持ちもの

- ・ 介護保険の被保険者証
(被保険者証が見当たらない場合は、事前に高齢福祉課へご連絡ください。)
- ・ 医療保険の被保険者証
(40歳～64歳の方)
- ・ 本人の個人番号が確認できるもの
- ・ 本人の身元が確認できるもの
(マイナンバーカードなど顔写真付きのものであれば1点、健康保険証など顔写真のないものであれば2点)

申請のとき、認定調査に伺う日時を決めます。都合のよい日をお知らせください。

また、主治医の名前をお聞きします。

認定調査～審査・判定

認定調査

認定調査員が本人のもとへ調査に伺います。日頃の状況をお聞かせください。(可能な限り、日頃の状況がわかる方の同席をお願いします。)

主治医意見書の作成依頼・提出

市は主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらうよう依頼します。

介護認定審査会での審査・判定

認定調査と主治医意見書の結果をコンピュータで判定(一次判定)します。

その後、保健・医療・福祉の専門家が集まり、介護の必要度を総合的に審査・判定(二次判定)します。

認定結果通知

認定結果の印字された介護保険被保険者証が届きます。認定区分により利用するサービスを選択します。

非該当

本人の心身の状態と意向を検討して、基本チェックリストの実施により、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービスが利用できます。

要支援1・2

本人の心身の状態と意向を検討して、介護予防・生活支援サービスや介護予防サービスが利用できます。

要介護1～5

介護サービスが利用できます。

ケアマネジャー (介護支援専門員)とは？

介護の知識を広く持った専門家です。サービス利用者や家族との相談やケアプランの作成、利用者とサービス提供者の間での連絡調整などをします。

ケアプランとは？

介護・支援が必要な方が利用するサービスの種類や内容を決めた、介護サービスの利用計画のことです。

65歳以上の すべての方

一般介護予防事業

(65歳以上のすべての方が対象である、生活機能の改善や生きがい作りを重視した介護予防に役立つ事業)

が利用できます。

P 9 へ

基本チェック リストの実施 P 7 へ

チェックリストにより自立した生活が送れると判断できる方

チェックリストにより生活機能の低下が認められる方(事業対象者)

事業対象者、要支援1・2の方

「地域包括支援センター」や「居宅介護支援事業所」のケアマネジャー等が、本人や家族、サービス事業者と話し合い、ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約します。
(市民主体のサービス以外)

介護予防
・
日常生活支援
総合事業
が利用できます。

P 5 へ

要支援1・2の方

「地域包括支援センター」や「居宅介護支援事業所」のケアマネジャー等が、本人や家族、サービス事業者と話し合い、ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約します。

介護予防サービス
が利用できます。

P 5・6 へ

要介護1～5の方

居宅でサービスを利用する人

「居宅介護支援事業所」のケアマネジャーが、本人や家族、サービス事業者と話し合い、ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約します。

介護サービス
が利用できます。

P 5・6 へ

施設に入所する人

入所を希望する介護保険施設に直接申し込みます。

施設のケアマネジャー等がケアプランを作成します。

●介護保険で利用できるサービス

【在宅サービス】

	基本チェックリスト 該当者(事業対象者)	要支援1・要支援2の方	要介護1～要介護5の方	サービス利用の 上限
訪問を受けて利用 する	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション専門職訪問事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス(基準緩和型) ・市民主体型訪問サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション専門職訪問事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業(従来型・基準緩和型)訪問介護※ ・市民主体型訪問サービス ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防居宅療養管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 	要介護(支援)状態区分等により、1か月に利用できる上限額が設定されています。
通所して利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス(基準緩和型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業(従来型・基準緩和型)通所介護※ ・介護予防通所リハビリテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション 	
短期入所する		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 	
居宅での暮らしを支える		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防福祉用具の貸与 ・特定介護予防福祉用具購入費の支給 ・介護予防住宅改修費の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の貸与 ・特定福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給 	
在宅に近い暮らしをする		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等) 	要介護(支援)状態区分により、1日の利用金額が設定されています。

※継続的に利用している場合は要介護認定を受けた方も利用できます。

【地域密着型サービス】

	要支援1・要支援2の方	要介護1～要介護5の方	サービスの内容
住み慣れた地域で生活を支援する	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ※要支援2の方のみ	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症である方が介護職員の介護を受けながら生活する住宅です。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3つのサービスを組み合わせてご利用いただけます。
		地域密着型特定施設入居者生活介護	施設のサービス計画に基づいた介護(入浴、排泄、食事等)と機能訓練、療養上の世話を受けながら生活する施設です。
		地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

【施設サービス】

	要支援1・要支援2の方	要介護1～要介護5の方	サービスの内容
施設に入所する		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※原則要介護3以上の方	常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方が、入所して日常生活上の支援や介護が受けられます。
		介護老人保健施設(老人保健施設)	状態の安定している方が自宅へ復帰できるように、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
		介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や、看取りやターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた施設です。

●利用者負担額の軽減措置など

介護保険サービスを利用する方で低所得世帯に属する方

- ・施設入所や短期入所(ショートステイ)を利用したときの居住費・食費の軽減制度
- ・高齢者夫婦のいずれかが施設入所により個室に入ったときの居住費・食費の軽減制度
- ・社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度

介護保険サービスの自己負担額等が高額になる方

- ・高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費の支給

詳しくは、高齢福祉課 介護保険担当まで



3 自分の状態を知る

●基本チェックリスト

年齢に伴う身体機能の衰えを、初期の段階で発見するための調査票を「基本チェックリスト」といいます。運動機能・口腔機能(食べ物を飲み込む機能)・栄養状態等の各項目に自己チェックをすることで、小さな衰えを早期に発見することができます。

元気なうちから健康づくりや介護予防に取り組むことで、自立した生活を続けることができ、要介護になる時期を遅らせることができます。

介護予防教室や地域でのさまざまな活動に積極的に参加しましょう。

●判定をご希望の方はお住いの地区の地域包括支援センター(P2)までご相談ください。

基本チェックリスト

記入日 令和 年 月 日

氏名	生年月日	T.S	年	月	日
住所・電話	北名古屋市	()	—		
1	バスや電車で1人で外出していますか		はい	いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか		はい	いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか		はい	いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか		はい	いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか		はい	いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずにのぼっていますか		はい	いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか		はい	いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか		はい	いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか		はい	いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか		はい	いいえ	
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか		はい	いいえ	
12	身長(. cm) 体重(. kg) BMI()				
13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか		はい	いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか		はい	いいえ	
15	口の渇きが気になりますか		はい	いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか		はい	いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか		はい	いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか		はい	いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		はい	いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか		はい	いいえ	
21	最近2週間、毎日の生活に充実感がない		はい	いいえ	
22	最近2週間、これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった		はい	いいえ	
23	最近2週間、以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる		はい	いいえ	
24	最近2週間、自分が役に立つ人間だと思えない		はい	いいえ	
25	最近2週間、わけもなく疲れたような感じがする		はい	いいえ	

●口腔観察チェック

いつまでもお口の力を保ち続けることは、おいしく食べたり会話を楽しむためだけでなく、誤嚥性肺炎の予防や認知症の予防にもつながります。

そのため、お口のサインに早く気づき、機能を維持・向上させる取り組みが大切です。

AからGの「ある」(「30分以上」)に1つ以上 がついた方は、一度、お近くの歯科医院にご相談ください。

項 目		◆「ない・ある」の当てはまる方に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。		
		ない	ある	「ある」の例
A	口臭がある	ない <input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/>	吐く息が臭う。 話をする時に臭いがする。
B	食事時間がかかる	30分以内 <input type="checkbox"/>	30分以上 <input type="checkbox"/>	食事を食べ終わるまでに30分以上かかる。
C	口腔乾燥がある	ない <input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/>	くちびるが乾いている。 舌がひからびている。
D	言葉が不明瞭	ない <input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/>	言葉がはっきりしない。 ろれつが回らない。声が小さい。
E	よだれがよく出る	ない <input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/>	常に服の胸あたりが濡れている。 何も飲食していない時にむせる。
F	むせることがある	ない <input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/>	水分を飲むとむせる。 食べ物でむせる。 何とは言えないが食事中にむせる。
G	口の中が痛い	ない <input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/>	歯の痛みがある。歯ぐきの痛みがある。 舌の痛みがある。
H	自分の歯がある	ない <input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/>	
I	義歯がある	ない <input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/>	

●いつまでも、元気に生活しよう!

気になる**弱り**のサインはありませんか?

例えば・・・

筋力が低下して
買い物、洗濯、掃除
などが大変

つまづいたり
転んだりする

疲れやすくなった

基本チェックリスト(P7)で弱りがあると判定された方は、自立した生活を送るために、今すぐにも対策が必要です。弱りをそのままにすると、日常生活の困りごとがもっと増えます。買い物に行けない、トイレに行けない、お風呂に入れないなど。

リハビリテーション専門職訪問事業(P5)を利用して運動や活動の専門職(理学療法士・作業療法士)からアドバイスを受けましょう。(利用には、申請が必要です)

地域包括支援センター(P2)に相談しましょう。

4 生きがい健康づくり (一般介護予防事業を含む)

●「フレイル」を知っていますか？

「フレイル」とは、加齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高い状態です。

【社会参加】【運動】【栄養】は、フレイル予防に大切な要素とされています。バランスの良い食事を心がけるとともに、自分に合った活動に取り組みましょう。

北名古屋市ホームページ「シニア応援サイト」から詳細な情報をご覧になれます。右記二次元コードもご利用ください。



●交流の場に出かけよう

回想法センターの事業

	内 容	対象者	申込み	問合 わせ
お話しひろば	どなたでも参加できるオープン教室です。みなさんで懐かしい話を楽しみます。 ◎場所 回想法センターと陽だまりハウスにて開催 ◎日時 毎週水曜日 午後2時～3時	どなたでも参加可能	不要	回 想 法 セ ン タ ー
各種 なつかし 教室	懐かしい唱歌など歌う「うたおう会」や子どもの頃に遊んだ「あやとり教室」などいろいろな教室があります。実施場所などの詳細はお問い合わせください。	おおむね65歳以上の方	不要	

高齢者ふれあいサロン

外出することで体を動かし、人と接することは、介護予防・認知症予防の最初の一步です。

高齢者ふれあいサロンは、気軽に外出して立ち寄り気楽に参加できる市民ボランティアによる「高齢者の集いの場」です。各地の公民館、公会堂、民間施設など(市内に約30か所)で定期的を実施しています。お住いの地区の地域包括支援センターへお問い合わせください。

市民団体によるつどいの場

	内 容	対象者	問合 わせ
六ツ師 いきいき サロン	気軽に集い茶話会やレクリエーションなどを楽しむ場所です。 ◎実施場所 六ツ師中央公民館(六ツ師山の神71番地1) ◎参加費 無料	六ツ師にお住いの方	支 東 部 地 域 包 括 セ ン タ ー
若宮サロン	気軽に集い講座や茶話会などを楽しむ場所です。 ◎実施場所 若宮公民館(鹿田3557番地10) ◎参加費 無料	若宮にお住いの方	支 中 部 地 域 包 括 セ ン タ ー
お散歩 徳チャン	桜並木や歴史民俗資料館など、季節に合わせて気軽にお話しをしながら市内各所を歩きます。 目的地が遠い場合、きたバスを利用します。 ◎実施場所(集合場所) 徳重公会堂(徳重本郷42番地) ◎参加費 100円(きたバス利用時のみ)	徳重及び近隣にお住いの方	支 西 部 北 地 域 包 括 セ ン タ ー

●体操クラブで運動しよう

歩いて通える場所に健康づくり、フレイル（虚弱な状態）予防の体操を実施する自主活動の体操クラブが市内に30か所程度あります。無料で1回体験できます。

お住いの地区の地域包括支援センターへお問い合わせください。

◎対象者 おおむね65歳以上の市民

●コグニサイズを体験しよう

コグニサイズとは国立長寿医療研究センターが開発した認知症予防を目的とした取り組みです。コグニサイズを普及するボランティアを中心に活動しています。

お住いの地区の地域包括支援センターへお問い合わせください。

◎対象者 おおむね65歳以上の市民

●ラジオ体操に出かけよう

誰でもいつでも自由に参加できます。

令和6年3月現在

活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康ドーム ● コッツ山公園 ● 鹿田第1公園 ● 高田寺屋敷児童遊園 ● ナフコ勝店駐車場 ● 文化の森 ● もえの丘 ● 総合体育館 ● 総合運動広場 ● 高田寺起返北児童遊園 ● 北名古屋市西部北地域包括支援センター前
------	---

◎開催時間 毎日午前6時30分～

(北名古屋市西部北地域包括支援センターのみ毎日午前8時40分～)

●老人クラブに加入して活動しよう

内 容	対象者	問合 わせ
<p>会員相互の親睦を図り、健全で豊かな生活の充実と広く老人福祉の推進に寄与することを目的に、次の事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき大学（講話・演芸） ・研修旅行 ・各種クラブ活動 ・その他の活動 <p>市老人クラブ連合会では年1回、12月に団体傷害保険を会員の方に限り加入できます。</p> <p>◎年会費 500円(連合会)+支部会費</p>	市内在住の数えて65歳以上の方	ま地 た域 はの 高老 齢人 福ク 祉ラ 課 ブ

●憩いの家に出かけよう

教養の向上、レクリエーション、趣味活動及び能力活用のための場を与えるとともに、心身の健康増進を目的とした施設です。

◎利用者 市内在住の満60歳以上の方

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
憩いの家さかえ荘	鹿田栄257番地	21-0533
憩いの家さくら荘	六ツ師町田69番地	23-5771
憩いの家ふたば荘	二子双葉3番地	23-1578

●高齢者活動センターを利用してみよう

高齢者に就業の機会を提供するとともに、健康の増進と地域住民及び高齢者相互の交流を図ることを目的とした施設です。

◎利用者 市内在住の満60歳以上の方及び高齢者福祉に関係を有する団体

施設名	所在地	電話番号
高齢者活動センターしあわせの家	西之保中社8番地	21-0810
高齢者活動センターふれあいの家	九之坪西城屋敷70番地	25-5100

●教室・講座に参加しよう

	内 容	対象者	申込み	問合 わせ
回想法 スクール	<p>懐かしい生活用具などを用いて、かつて経験したことや過去のことに思いをめぐらすことで、脳を活性化させ、気持ち(心)を元気にする教室です。教室終了後の活動も支援します。(全6回)</p> <p>第1期 ◆地域交流ルーム つなぎ畑 (西部北地域包括支援センター内) 5/30～7/4 毎週木曜日 ◎午前10時～11時</p> <p>第2期 ◆六ツ師中央公民館 (六ツ師南屋敷71番地1) 10/21～12/2(11/4は休み) 毎週月曜日 ◎午後1時30分～2時30分</p> <p>第3期 ◆名古屋芸術大学アートスクエア (法成寺蔵化60) 1/29～3/5 毎週水曜日 ◎午前10時～11時</p>	おおむね 65歳以上 の方	必要	回 想 法 セ ン タ ー
サロン ボランティア 研修会	<p>高齢者が、身近な地域の場所で集まり、お話や運動、勉強をする高齢者ふれあいサロンのお手伝いをする人を、募集、養成するための講座として実施します。</p>	高齢者サロ ンに興味の ある方・高 齢者サロ ンを実施して いる方	必要	地 域 包 括 ケ ア 推 進 室
家庭介護者 等養成研修	<p>介護する家族や、家庭介護の基本を学びたいという方々のための研修を実施します。 9～10月・11～12月に開催予定です。</p>	市内在住ま たは、市内 在住の方を 介護されて いる方	必要	

●普及ボランティアが行う講座

対象は、おおむね65歳以上の市民です。

	内 容	ボランティア団体	費用	申込み
出張 回想法 体験	いきいき隊が出張してグループ回想法の体験を行います。笑顔の花を咲かせましょう。 ◎所要時間 1時間程度	回想法スクール 卒業生の会「いきいき隊」	無料	回想法 センター
コグニサイズ体験 出前講座	コグニサイズボランティア講座を受講した方が、コグニサイズを一緒に行います。 ◎人数 5人以上	「楽苦楽苦」 「さかえトライ」	無料	地域包括ケア 推進室
健康体操 出前講座	健康づくりリーダーが、椅子にすわって行う健康体操を中心に脳トレなどもまじえて行います。	「えがお」	有料 (要相談)	
北名古屋 体操 出前講座	北名古屋体操を指導します。 楽しく転倒予防の体操が体験できます。	北名古屋体操普及会「ホットピンク」	無料	

●北名古屋体操

北名古屋音頭の曲に合わせて行う、転倒予防の要素を含んでいる体操です。

市内在住・在勤の方にDVDを貸し出したり、北名古屋市のホームページで映像を公開しています。
地域包括ケア推進室にお問合せください。

5 在宅生活の支援


	内 容	対象者	手続きに必要なもの	問合 わせ
配食 サービス	<p>食事の定期的な配達による安否確認を行います。</p> <p>◎サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 昼食又は夕食を配達します。ただし、委託事業者により、配達できる時間帯や曜日が異なります。 食の自立支援を図るため、対象者の食や生活習慣を定期的におたずねします。 <p>◎補助額</p> <p>1食につき200円を市で補助します。</p> <p>◎利用者負担額</p> <p>配達業者により金額が異なります。</p> <p>◎地域包括支援センターの職員が訪問し、対象者の状況に応じて、利用日・利用回数を決定します。</p>	<p>次のいずれかに該当し、心身の障害等により食の調達が困難で、近隣に親族がいないために他に食事支援を受けることができない方</p> <p>①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方</p> <p>②高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方</p> <p>※昼間独居、ヘルパーやデイサービスなどの利用日は補助対象となりません。 ※対象者の状況によっては、配食サービスの利用対象とならない場合があります。詳しくは、地域包括支援センターまでお問い合わせください。</p>	特にありません	地域包括支援センター

	内 容	対象者	手続きに必要なもの	問合 わせ
市民主体型 訪問 サービス	<p>シルバー人材センターが家庭を訪問し、買い物や掃除などの簡易な家事サービスを実施します。</p> <p>◎利用者負担額 1時間未満 1回 200円</p> <p>◎地域包括支援センターの職員が訪問し、対象者の状況に応じて利用内容を決定します。</p> <p>◎利用回数は週1回までです。</p>	<p>次のいずれかに該当し、他の訪問介護サービスを利用していない方</p> <p>①要支援1又は2の方</p> <p>②基本チェックリストで事業対象者と判定された方</p>	特にありません	地域包括支援センター
緊急通報 システム	<p>ひとり暮らしの高齢者などが屋内で緊急事態(病気や事故)が発生したときに対応を図るため、緊急通報システム装置を設置します。緊急事態のときや安否確認に、ワンタッチボタンや人体感知センサーの作動で委託会社へ通報し、必要に応じ消防署・警察署などの出動依頼することで、日常生活上の不安を軽減します。</p> <p>◎利用料 無料 (電話回線の基本料金及び緊急時以外の通話料金は、利用者の負担となります。)</p>	<p>近隣に親族のいない方で次のいずれかに該当し、<u>身体上の疾患等により日常生活を営む上で困難を要する方</u></p> <p>①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方</p> <p>②高齢者のみ世帯で寝たきりなどの方がいる世帯</p> <p>③身体障害1～3級のひとり暮らしの方</p>	③に該当する方は身体障害者手帳	高 齢 福 祉 課
	<p>(鍵預かり事業) オプション 委託会社にて鍵を厳重に保管し、緊急時に使用することで早期に救命・救出するためのものです。</p>	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らしで緊急通報システムを利用している方</p> <p>月額330円(1年間の前払い)</p>		
寝具乾燥 サービス	<p>日常生活上の良好な衛生状態を保つため、寝具を乾燥します。</p> <p>◎利用料(利用者負担額) ・寝具乾燥 月額350円</p> <p>◎利用日数 月1回</p>	<p><u>寝具の衛生管理が困難な方</u>で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方</p> <p>②高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者の方</p> <p>③身体障害者手帳を所持する方</p>	③に該当する方は身体障害者手帳	
出張理髪 料金助成	<p>在宅の要介護状態などの方が自宅で理美容事業者から受ける出張理髪料金の一部を助成します。</p> <p>◎助成額 1回につき3,000円を市で助成します。</p> <p>※助成額を超えた理髪料金につきましては、利用者負担となります。</p> <p>◎助成回数 年4回まで</p> <p>※10月以降の申請は2回まで</p>	<p><u>在宅で生活し外出が困難な方</u>で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①要介護3～5の方</p> <p>②身体障害1又は2級に該当する方</p> <p>③上記に準ずる方</p>	<p>①に該当する方は介護保険被保険者証</p> <p>②に該当する方は身体障害者手帳</p>	

	内 容	対象者	手続きに 必要なもの	問合 わせ
高齢者 タクシー 料金助成	<p>在宅の高齢者が通院・買物など日常生活における移動手段としてタクシーを利用する場合は、タクシー料金の一部を利用券で助成します。</p> <p>◎利用券 1冊10枚綴り ※10月以降の申請は5枚綴り</p> <p>◎助成額 1枚500円 ※1回につき2枚まで利用可</p>	<p>当該年度末に満85歳以上の在宅の方</p> <p>※初年度のみ要申請 2年目以降は市から配布します。</p>	特にありません	高齢福祉課
車椅子仕様 車輛貸出	<p>車椅子使用者の移動のために車が必要な方に、車輛（軽自動車）を貸し出します。利用希望の2か月前から2日前まで受け付けます。</p> <p>◎貸出期間 3日以内</p> <p>※燃料費は走行距離にて精算となります。降雪や暴風雨等・荒天が予想される場合は、貸出を制限させていただきます。</p>	車椅子使用者のために車輛を必要とし、運転者を確保できる方	運転者の免許証の写し	
車椅子 貸出	<p>一時的に車椅子を必要とする方に、車椅子を無料で貸し出します。</p> <p>◎貸出期間 使用者一人につき原則7日以内</p>	<p>車椅子を必要とする方</p> <p>※介護保険法等他の制度で対応が可能な方は原則他の制度での利用となります。</p>	特にありません	
移送 サービス	<p>高齢者・障害者のみの世帯もしくは車いすを利用されている方等を、移送（運転）ボランティアの協力により病院等へお送りします。</p> <p>※申請から利用まで約3週間かかります。</p> <p>◎利用料 無料</p> <p>◎利用日 月～金曜日 (休日・12月28日～1月4日を除く)</p> <p>◎利用時間 午前9時～午後5時</p> <p>◎利用回数 月2回まで</p>	<p>高齢者・障害者のみの世帯もしくは車いすを利用されている方等</p> <p>※車椅子での利用はできませんが、ストレッチャーでの利用はできません。</p>	特にありません	社会福祉協議会本所
傾聴 ボランティア	<p>ひとり暮らし高齢者の自宅にボランティアが訪問し、傾聴活動を行います。</p> <p>◎利用料 無料</p> <p>◎利用日 月～金曜日 (休日・12月28日～1月4日を除く)</p> <p>◎利用時間 午前9時～午後4時</p> <p>◎利用回数 月1回 1時間以内</p>	<p>満75歳以上で原則、介護保険サービス等の利用をされていない在宅ひとり暮らしの方</p>	特にありません	

●高齢者生活支援

市内で、60歳以上の方が、「自主、自立・共同、共助」を合言葉に、それまで培った経験を活かした就業によって、生きがいと社会貢献に寄与するため、活動されています。

	内 容	対象者	問合 わせ
高齢者 生活支援	<p>おおむね65歳以上の方が、家庭で、毎日普通に生活していくために必要な家事全般にわたります。主なものは、以下のとおりです。</p> <p>利用料金などは、下記の問い合わせ先へお尋ねください。</p> <p>(1) 家事援助</p> <p>①掃除、部屋の片づけ ②電球、蛍光灯の取替え ③食事の支度 ④洗濯、洗濯物干し、取込み ⑤布団干し、取込み ⑥衣類の入替え ⑦ゴミ出し ⑧花、植木の水やり、植替え ⑨買い物(利用者同行の移動手段は、歩行又はタクシーとする。) ⑩お墓周辺の除草、掃除</p> <p>(2) 介助</p> <p>①通院等付き添い (移動手段は、歩行又はタクシーとする。) ②身の回りの世話 ③話し相手等</p> 	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らしの方</p> <p>高齢者のみの世帯の方</p>	シルバー人材センター

※ボランティアを行っていただける方も随時募集しています。

お問い合わせは、北名古屋市シルバー人材センター TEL 21-0810

●市民団体による有償ボランティア

	内 容	対象者	問合 わせ
二子 おたすけ隊	<p>日常生活のちょっとした困りごと（ゴミ出し、剪定、草取り、買い物、電球取替、郵便発送など）をお手伝いします。</p> <p>◎内容は相談の上決定します。</p> <p>◎利用者負担額 30分 100円 60分 200円</p>	<p>二子にお住いの高齢者や障害者の方</p> <p>※自分でできる場合や家族に頼める場合は対象外です。</p>	中部地域包括支援センター
六ツ師 ほっと支援隊	<p>日常生活のちょっとした困りごと（ゴミ出し、剪定、草取り、買い物、電球取替、郵便発送など）をお手伝いします。</p> <p>◎利用者負担額 30分 200円 60分 300円</p>	<p>六ツ師にお住いの高齢者や障害者の方</p> <p>※自分でできる場合や家族に頼める場合は対象外です。</p>	東部地域包括支援センター

6 家族介護者の支援

	内 容	対象者	手続きに必要なもの	問い合わせ
介護用品 支給	<p>要介護者を在宅で介護している家族介護者に対し支援し、経済的な負担の軽減や介護の継続・改善を図るため、介護用品を支給します。</p> <p>◎支給する介護用品 紙おむつ、尿とりパット、清拭剤など</p> <p>◎支給方法 直接電話などで委託事業者へ請求していただくことにより宅配します。</p> <p>◎支給額 年額45,000円(月15,000円まで)</p>	要介護4又は5の方を在宅で介護している市民税 非課税世帯の方	被介護者の介護保険被保険者証	地域包括ケア推進室

高齢者等地域見守り活動に関する協定先

「高齢者等地域見守り活動に関する協定」を締結しています

社会から孤立する恐れのある世帯を行政等の適切な支援につなげ、孤立死の発生を未然に防止することにより地域の福祉の向上を図ることを目的に、協定を締結しています。

- ※協定先
- いちい信用金庫西春支店、師勝支店
 - 瀬戸信用金庫西春支店
 - 西春日井農業協同組合本店
 - 十六銀行師勝支店
 - 百五銀行西春支店
 - 名古屋銀行師勝支店
 - 第一生命保険株式会社
 - あいち生活協同組合
 - 中日信用金庫西春支店
 - 三菱UFJ銀行
 - 大垣共立銀行師勝支店
 - 愛知銀行師勝支店、西春支店
 - 中京銀行師勝中央支店
 - 株式会社義津屋
 - 一宮生活協同組合



7 その他の支援

	内 容	対象者	手続きに必要なもの	問合 わせ
もしもの ときの ハンカチ 配布	外出時に氏名や住所などが記入された「もしものときのハンカチ」を携帯することで病気や不慮の事故などで緊急搬送されたとき、また、認知症の方が行方不明になった際に役立てていただくものです。	市内在住の65歳以上 で希望する方	特にありません	地域包括ケア 推進室
救急医療 情報キットの 作成について	キットは、緊急連絡先や、治療中の病気のことなどが記入できる用紙と、薬剤情報提供書などを保管し、緊急時の救命活動に役立てます。記入用紙や、保管方法がわかるものを配布しています。	市内在住の方	特にありません	
権利擁護 センター	認知症高齢者や知的障害、精神障害を有する方など判断能力が十分でない方々の権利を守るため、福祉・法律・医療などの関係者が連携し、成年後見制度を中心とした専門的な相談支援を行っています。	本市の住民基本台帳 に記録されている方、 本市に居所を有する者 又は介護保険法（平成 9年法律第123号）等 の法令により本市の 擁護を受けている方	特にありません	地域包括ケア 推進室
成年後見 制度 利用助成	成年後見制度を利用する場合に、その利用を支援するため、申立て費用や後見人などの業務に対する報酬の全部又は一部を助成します。 ◎助成額 審判請求を行うときの費用及び成年後見人などの報酬の全部又は一部のうち市長が必要と認める額	生活保護者及びそれ に準ずる方	申請書に必要な 添付書類	地域包括ケア 推進室・ 社会福祉課
日常生活 自立支援 事業	日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的・精神障害を有する方などが、安心して暮らすために、福祉サービス利用の手続きや日常的金銭管理等の援助を行います。 ◎利用者負担額 ・福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービス 1回 1,200円 (生活保護の方は無料) ・通帳、印かんなどの預かりサービス 年間 3,000円(月額250円)	日常生活に不安を抱え ている認知症高齢者、 知的・精神障害を有す る方などで、自分ひとり で契約などの判断をし たり、お金の出し入れ・ 書類の管理などをする ことに不安のある方	サービスの 提供に当たっ ては、支援計 画の作成・契 約が必要とな りますので、 事前に社協 へご相談くだ さい。	社会福祉協 議会本所
生活困窮者 自立相談 支援事業	相談支援員がお話を伺い、生活に困窮している原因や問題を整理し、必要な支援を実施していきます。 ◎費用 無料	主に経済的な理由で 生活が不安定な方 (生活保護の方を除く)	特にありません	

	内 容	対象者	手続きに必要なもの	問合わせ
施設 短期入所	一時的に家庭で生活することが困難な方が、定められた施設へ短期入所することを支援します。	おおむね65歳以上の要介護状態でない方で、特別な理由により一時的に家庭で生活することが困難な方	申請書に必要な添付書類	地域包括ケア 推進室

●司法書士相談・法律相談・不動産取引の悩み事相談

日常生活上の相談に対し、適切な助言・援助を無料で行います。

	内 容	対象者	問合わせ
司法書士相談	土地建物の名義変更や遺言などに関すること。 ◎日程 毎月第1・3火曜日 ※12月・3月は休み 午後1時30分～4時20分(要予約)	日常生活において悩み、心配ごとのある方	社会福祉協議会本所
法律相談	相続などの法律に関すること。 ◎日程 毎月第2・3・4木曜日 午前9時～正午(要予約) ※祝日の場合、翌営業日開催 ※相談回数はお1人当たり1年度につき2回まで		
不動産取引の 悩みごと相談	土地建物の売買など不動産取引に関すること。 ◎日程 原則毎月第3木曜日 午後1時～4時		

8 認知症の方や家族の支援

	内 容	対象者	申込み	問合わせ
高齢者等 見守りサービス	行方不明になるおそれのある認知症高齢者などの居場所が分からなくなったときに、その居場所を発見するシステムを活用することにより、早期に発見して安全を確保します。 ◎サービス内容 認知症高齢者などの衣服や持ち物などに発信機を付け、家族がリアルタイムに居場所を検索できます。 ◎利用料 月額500円 ただし、別途で専用靴をご購入の場合は、購入代金の一部を助成します。(上限5,000円)	おおむね65歳以上の行方不明になるおそれのある認知症高齢者などを在宅で介護している方、所在が不明となるおそれがある障害のある方を在宅で介護している方	窓口で申請してください。	地域包括ケア 推進室
徘徊高齢者等 事前登録制度	行方不明になるおそれのある方の写真や緊急連絡先などの情報を登録することができ、登録内容は西枇杷島警察署及び地域包括支援センターに情報提供されます。行方が分からなくなった際の捜索に役立ちます。	おおむね65歳以上の認知症などで行方不明になるおそれのある高齢者	窓口で申請してください。(申請書には写真の貼付が必要となります。)	

	内 容	対象者	申込み	問合 わせ
認知症高齢者等 個人賠償責任保険 の加入助成	偶然の事故などで法律上の損害賠償責任を負った場合に、補償を受けることができる保険への加入を助成します。	徘徊高齢者等事前登録を行った方のうち一定の要件を満たす方	窓口で申請してください。	高齢福祉課

●介護者の交流

一人で悩まないで一緒にお話ししませんか。介護をしている方の交流の場があります。介護をしている方・ご本人も一緒に参加していただけます。お気軽にご参加ください。

お住いの地区の地域包括支援センターへお問い合わせください。

	と き	と ころ	参加費
介護者の輪	毎月第4金曜日 午後1時30分～2時30分	西部北地域 包括支援センター	なし
かたる一む	毎月第1木曜日 ※1月は第2木曜日 午前10時～11時	西部南地域 包括支援センター	なし
認知症介護者 交流会	毎月第2金曜日 ※8月はお休み 午前10時～12時	済衆館病院 大会議室東側	200円
くつろぎホーム	毎月第1木曜日 ※1月は第2木曜日 午後2時30分～3時30分	東部地域 包括支援センター	なし

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、高齢者や認知症の人への対応の仕方や支援の方法を学ぶ教室です。参加費は無料です。
実施場所、日時については広報等でご案内します。

※団体、グループでの講座開催の依頼も受けますので、
高齢福祉課又は地域包括支援センターまでご連絡ください。

小さな
助け合いから
始めませんか



●「おれんじスペース」の登録



認知症になっても自分らしく暮らし続けられる環境「認知症バリアフリー」の地域を目指して、市では認知症の人やその家族が安心して利用できる企業や団体などを「おれんじスペース」として登録する事業を行っています。北名古屋市ホームページや刊行物に掲載しています。

高齢福祉課又は地域包括支援センターへお問い合わせください。

北名古屋市ホームページから詳細・登録情報をご覧になります。右記二次元コードもご利用ください。



●認知症カフェ

気軽に相談や情報交換ができたり、何気ない話をして笑ったりできる場所です。認知症の人やご家族、地域の方、専門職など様々な人が交流しています。

どなたでもお気軽にご参加ください。居場所を作り、仲間を増やしましょう！北名古屋市ホームページから詳細な情報をご覧になれます。右記二次元コードもご利用ください。



●おたがいさまねっとメールの登録

迷い人の検索情報、認知症に関する情報、研修会・講演会などの開催案内などを配信しています。多くの人に迷い人の検索情報等を配信することで、正確に早く情報を知っていただくことができ、早期発見につながります。

ぜひ登録をお願いします。

以下のメールアドレスに空メールを送信してください

ninchi.kitanagoya-wlf2@raidan3.ktaiwork.jp

上記からのメールが受信できるように設定してください。

二次元コードもご利用ください。



●認知症疾患医療センター

済衆館病院 認知症疾患医療センター 専門医療相談 TEL 0568-21-0811（代表）

都道府県が指定する病院に設置するもので、認知症の診断や認知症の周辺症状および身体合併症の急性期対応、専門医療相談などを実施しています。

ご本人・ご家族の認知症状が気になる場合は、まずお電話にてお問合せください。

◎受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後4時30分

ホームページよりメール相談もできます。⇒<https://saishukan.com/feature/ninchi.html>

●認知症初期集中支援チームの派遣

市内にお住まいの40歳以上の方で自宅で生活をしており、次のいずれかに該当する方は、お住いの地区の地域包括支援センター又は済衆館病院患者支援センターへ直接ご相談ください。

- ① 認知症の診断を受けていない方
- ② 医療や介護サービスを未利用又は中断している方
- ③ 症状が不安定で対応に困っている方

済衆館病院 患者支援センター TEL 0568-21-1732

◎受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時



9 問い合わせ一覧

●北名古屋市役所

高齢福祉課（高齢福祉・介護保険・地域包括ケア推進室）	
住 所	北名古屋市熊之庄御榊60番地
電話番号	TEL 22-1111(代表) FAX 26-4477
社会福祉課	
住 所	北名古屋市熊之庄御榊60番地
電話番号	TEL 22-1111(代表) FAX 23-3150
回想法センター	
住 所	北名古屋市六ツ師704番地1
電話番号	TEL 24-5337

●高齢者の相談窓口

北名古屋市西部北地域包括支援センター (担当地区：石橋・中之郷・宇福寺・北野・法成寺・鍛冶ケ一色・徳重・弥勒寺・山之腰)	
住 所	北名古屋市法成寺ツナギ畑104番地1
電話番号	TEL 54-1113 FAX 54-1114
北名古屋市西部南地域包括支援センター (担当地区：九之坪・西春駅前・加島新田・野崎・沖村・西之保)	
住 所	北名古屋市西之保深坪67番地3
電話番号	TEL 54-5571 FAX 54-5570
北名古屋市中部地域包括支援センター (担当地区：鹿田・久地野・二子・井瀬木)	
住 所	北名古屋市鹿田西村前111番地(済衆館病院西館内)
電話番号	TEL 21-1733 FAX 26-2181
北名古屋市東部地域包括支援センター (担当地区：薬師寺・熊之庄・能田・片場・六ツ師・高田寺)	
住 所	北名古屋市熊之庄御榊22番地
電話番号	TEL 27-2751 FAX 27-2752

●社会福祉協議会

社会福祉協議会本所	
住 所	北名古屋市西之保藤塚93番地
電話番号	TEL 25-8500 FAX 25-1911

●高齢者生活支援

シルバー人材センター 生活支援担当	
住 所	北名古屋市西之保中社8番地
電話番号	TEL 21-0810 FAX 25-1880